

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、約款の別表に定める88項目もしくは145項目のいずれかの手術を受けたときにお支払いします。

手術 給付金

支払額

入院給付金日額×約款の別表に定める給付倍率(10・20・40倍)

《お支払いの対象となる手術と、お支払いできない手術の一例》

部位	お支払いの対象となる手術	お支払いできない手術
皮膚・乳房の手術	乳房切除術	乳腺腫瘍摘出術
	植皮術(植皮面積25cm ² 以上)	創傷処理
		皮膚切開術
		デブリードマン
		皮膚、皮下腫瘍摘出術
筋骨の手術	骨折観血的手術(指を除く)	骨内異物(挿入物)除去術(抜釘術)
	関節鏡下半月板切除術	骨折非観血的整復術
	ばね指手術	超音波骨折治療法
呼吸器・胸部の手術	肺部分切除術	口蓋扁桃摘出術
	慢性副鼻腔炎根本手術	アデノイド切除術
	喉頭腫瘍摘出術	下甲介切除術
循環器・脾の手術	下肢静脈瘤高位結紮術	下肢静脈瘤硬化療法
	冠動脈ステント留置術	冠動脈造影
	内シャント造設術	
消化器の手術	虫垂切除術	肛門周囲膿瘍切開術
	腹腔鏡下胆のう摘出術	肛門ポリープ切除術
	ソケイヘルニア手術	痔核結紮術
	痔核手術(根治術)	
尿・性器の手術	採卵術(※1.)	子宮頸管ポリープ切除術
	帝王切開術	前立腺針生検法
	流産手術(人工妊娠中絶を除く)	吸引分娩術
	子宮内容除去術(人工妊娠中絶を除く)	
	子宮全摘術	

部位	お支払いの対象となる手術	お支払いできない手術
内分泌器・神経の手術	椎弓切除術	神経ブロック
	甲状腺摘出術	ブラッドパッチ
	開頭クリッピング	
	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	
感覚器・視器および聴器の手術	鼓室形成術	鼓膜切開術
	水晶体再建術	鼓膜チューブ挿入術
	近視に対するレーシック(※2.)	麦粒腫切開術
	網膜光凝固術(※2.)	角膜・強膜異物除去術
衝撃波による体内結石破砕術	体外衝撃波結石破砕術(※2.)	体外衝撃波疼痛治療術
悪性新生物の手術(※3.)	悪性新生物根治手術(※4.)	
	悪性新生物温熱療法(※2.)	
	子宮頸部円錐切除術	
	肝動脈塞栓術	
	経尿道的膀胱腫瘍切除術	
	ラジオ波凝固療法	
ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術	内視鏡的大腸・結腸ポリープ切除術(※2.)	内視鏡下生検法
	経皮的カテーテル心筋焼灼術(※2.)	心臓カテーテル検査
	内視鏡的消化管止血術(※2.)	腹水濾過濃縮再静注法
	胸腔ドレーナージ(※2.)	経カテーテル的抗がん剤導注療法
新生物根治放射線照射	放射線照射(50グレイ以上)(※2.)	
	ガンマナイフ(※2.)	

- ※1. 令和4年(2022年)4月1日以降に施術された場合お支払いの対象となります。
- ※2. 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。60日を過ぎて新たに施術された場合は支払対象となります。
- ※3. 悪性新生物の手術は、その内容により給付倍率が異なります。
- ※4. 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣に対する手術を指し、同時に原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、周辺リンパ節を郭清する手術をいいます。転移、再発病巣のみの切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。



【ご注意】

美容整形上の手術、診断・検査(生検など)のための手術は「治療を直接の目的とする手術」ではないためお支払対象となりません。